

★7月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ



令和3年4月より



外国人脱退一時金の支給対象期間の上限が引き上げになりました



脱退一時金とは、厚生年金または国民年金に6か月以上加入している短期在留の外国人の方が、資格を喪失して、日本から住所を有しなくなった日から2年以内に請求することのできる一時金制度です。支給額は日本の年金制度の加入期間に応じて計算されますが、近年、短期滞在の外国人の状況に変化が生じていること等を踏まえ、見直しが行われました。

令和3年4月以降、支給額計算の対象となる加入期間の上限が、**3年(36か月)から5年(60か月)に引き上げられました。**

加入期間が令和3年4月以降もある場合



5年を上限として支給額を計算

加入期間が令和3年3月以前のみの場合



3年を上限として支給額を計算



健康保険・厚生年金保険料の

標準報酬月額の特例改定が延長されています



令和3年4月から7月までの間に、コロナの影響により休業した方で、報酬が著しく低下し一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、**特例により翌月から改定可能**となっております。令和3年9月末日までの届出が対象となりますので、ご不明点がございましたらお問い合わせください。

提出時期になりました！お忘れの無いように！

算定基礎届	4、5、6月に支払われた報酬の総支給額の届け出を行い、9月以降の標準報酬月額が決定される。これを「定時決定（算定基礎届）」といい、 7月1日～12日が提出期間。 同時に提出していた「算定基礎届総括表」は廃止となり提出不要。	
賞与支払届	支払有	5日以内に「賞与支払届」を提出。同時に提出していた「賞与支払届総括表」は廃止となり提出不要。
	支払無	令和3年4月より、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与を支給しなかった場合「賞与不支給報告書」の提出が必要。

2021年 全国安全週間

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

ポスターを掲示の上、安全確認をよろしくお願い致します。

★令和3年7月の営業土曜日は以下のとおりです。



3日(土)	営業(労務)
10日(土)	休
17日(土)	営業(税理・労務)
24日(土)	休
31日(土)	休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.terazei.com/>